

# P T A 規約



横浜市立永田中学校

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は横浜市立永田中学校PTAと称し、事務局を本校内におく。

## 第2章 目的

第2条 本会は次のことを目的とする。

1. 教育基本法の精神にのっとり生徒の福利増進、及びその健全な発達を遂げるため保護者と教職員が協力する。
2. 学校及び地域の教育的環境の充実と本校の発展をはかる。
3. 会員相互の教養と親睦をはかる。

## 第3章 性格

第3条 本会は次の性格を有する。

1. 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
2. 本会及び本会の会員はその名においていかなる営利的、宗教的、政治的ならびに本会の目的に反する団体とも関係をもたない。
3. 本会は、学校の教育方針、管理、人事等に干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は、学校に在籍する生徒の保護者、全教職員とする。

## 第5章 経理

第5条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。  
第6条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。  
第7条 本会の年度会費は、定期総会において決める。  
第8条 特別の事情ある会員は所定の手続きを経た上で会費を減免される。

## 第6章 役員

第9条 本会は次の役員をおく。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 2名（保護者）
3. 書記 3名（保護者2名、教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）

第10条 役員は選出委員会にて決定される。  
第11条 役員は任期はその任務が終了したとき解任される。ただし再任もできる。

- 第12条 役員は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、総会、実行委員会、役員会、臨時委員会等を召集する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  3. 書記は総会、実行委員会の議事、ならびに本会の活動に関する事項を記録し庶務事務を行う。
  4. 会計は金銭の出納ならびに一切の経理事項を処理し、会の財産を管理するとともに総会に会計監査を経て、決算を報告する。

## 第7章 会計監査

- 第13条 本会の経理を監査するため2名の会計監査（保護者）をおく。
- 第14条 会計監査は役員選出と同時に決定される。
- 第15条 任期は、第6章第11条の役員の規定を準用する。

## 第8章 役員、会計監査選出委員

- 第16条 役員、会計監査の選出に関する一切の事項を処理するため役員会計監査選出委員（以下選出委員と称する）をおく。
- 第17条 選出委員の任務、定数及び資格は細則で定める。
- 第18条 選出委員はその任務が終了したとき解任される。

## 第9章 総 会

- 第19条 総会は全会員をもって構成される。
- 第20条 本会は毎年度定期総会を開く。
1. 定期総会 前年度決算報告の承認、新年度事業計画及び予算の審議、その他必要事項の議決。
- 第21条 本会は、実行委員会が必要と認めたとし臨時総会または書面総会を開くことができる。
- 第22条 本会は次の議決承認をもって成立する。
1. 定期総会及び臨時総会は、全会員の5分の1の出席で成立する。  
ただし、委任状をもって出席にかえることができる。又議決承認は出席者の過半数とする。
  2. 書面総会においては、議決承認は提出書面の過半数とする。

## 第10章 役 員 会

- 第23条 役員会は校長、副校長、役員を以て構成し、次のことを行う。
1. 専門委員会委員長の委嘱。
  2. 実行委員会に提出する議案の作成、その他緊急を要する事項の決定、  
ただし後日の実行委員会において承諾を得るものとする。

## 第11章 実行委員会

- 第24条 実行委員会は役員、専門委員会正副委員長、校長、副校長によって構成される。また、臨時委員会のある場合は、その正副委員長を包含する。
- 第25条 実行委員会は会長が必要と認めるときは、その都度開かれる。
- 第26条 実行委員会は次のことを行う。
1. 総会に提出するすべての議案の作成及び総会で決定した事項の実施。
  2. 本規約に定めるもののほか、第8章選出委員の項以外の事項を処理し細則の改正運用をはかる。
  3. その他本会の目的達成に必要な事項の処理。
- 第27条 実行委員会は定数の2分の1以上の出席で成立し、議決を要するときは出席者の過半数で決める。

## 第12章 専門委員会、臨時委員会

- 第28条 本会の活動に必要な事項について次のような専門委員会をおく
1. ひよぞう委員会
    - 生徒の健康増進と福利厚生に協力する。
    - 地区の環境浄化につとめ、地区活動の円滑な運営を行い、地区集会等に協力する。
    - 生徒の福祉及び相互の連絡をはかり、会員の親睦を深め、教育に協力する。
  2. 広報委員会
    - P T A 広報を発行し、会員相互の意見と情報の伝達につとめる。
- 第29条 本会の運営上特別な事項について必要があるときは臨時委員会を設けることができる。
- 第30条 専門委員会及び臨時委員会はいかなる事業計画についても実行委員会の承認を経て実施する。

## 第13章 細 則

- 第31条 本会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り実行委員会の議決を経て定める。

## 第14章 改 正

- 第32条 この規約は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

## 第15章 付 則

第33条	本規約は、昭和51年4月1日より実施する。
〃	昭和60年5月18日 一部改正実施する。
〃	平成9年4月1日 一部改正実施する。
〃	平成12年4月1日 一部改正実施する。
〃	平成14年4月1日 一部改正実施する。
〃	平成20年4月1日 一部改正実施する。
〃	平成27年5月26日 一部改正実施する。
〃	令和2年2月3日 一部改正実施する。
〃	令和3年2月26日 一部改正実施する。

## — 細 則 —

### 第1章 選出委員会の構成と任務

- 第1条 役員、会計監査候補者を推薦するため7名による選出委員会を次により構成する。
1. 各学年から互選によるもの 3名
  2. 実行委員会の互選によるもの 2名
  3. 教職員の中から互選によるもの 2名
- 第2条 選出委員会は役員、会計監査が承認されるまでの一切の事項について処理するための権限をもつとともに委員会の内容を他に漏らしてはならない。
- 第3条 選出委員会は、発足後ただちに選出委員の氏名を全会員に知らせる。
- 第4条 選出委員会は、期日を定め会員より役員、会計監査候補者の立候補および互選を受け付ける。
1. 選出委員は立候補を除き、役員・会計監査候補からは除外される。
- 第5条 選出委員会は、あらかじめ候補者の同意を得て各役職別に候補者を推薦し、その氏名を決定後速やかに全会員に知らせ、承認を得なければならない。
1. 承認は提出書面の過半数とする。

### 第2章 役員、会計監査の就任

- 第6条 選出委員会にて決定した役員、会計監査は選出委員会の承認後より就任とする。

### 第3章 専門委員会委員、臨時委員会委員の委嘱

- 第7条 ひよぞう委員会は、各学年10名程度の委員により活動する。また、正・副委員長は、委員が互選し会長が委嘱する。  
広報委員会は、各学年2名の委員をたてる。また、正・副委員長は、委員が互選し会長が委嘱する。
- 第8条 臨時委員会の委員は実行委員会が推薦し会長が委嘱する。
- 第9条 委嘱状は、委員名簿をもってこれに代える。

## 第 4 章 改 正

第 10 条 この細則は、実行委員会において構成員の過半数の賛成がなければ、改正できない。又改正の結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第 5 章 付 則

第 11 条 この細則は、昭和 51 年 4 月 1 日 より実施する。  
“ 平成 4 年 4 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 平成 7 年 4 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 平成 11 年 4 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 平成 14 年 4 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 平成 20 年 4 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 平成 21 年 4 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 平成 24 年 4 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 平成 27 年 5 月 26 日 一部改正実施する。  
“ 平成 29 年 2 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正実施する。  
“ 令和 元年 12 月 4 日 一部改正実施する。  
“ 令和 3 年 2 月 26 日 一部改正実施する。

## 慶弔に関する内規

横浜市立永田中学校 P T A

- 第 1 条 目 的  
この規定は、本校 P T A 会員ならびに本校生徒についての慶弔の意を表すことをもって目的とする。
- 第 2 条 上記の目的を達するために次の規定を定める。  
生徒・会員（保護者）  
1. 生徒死亡の場合は、10,000 円の弔慰金と生花等。  
2. 会員死亡の場合は、10,000 円の弔慰金と生花等。  
会員（教職員）  
1. 本人結婚の場合は、10,000 円  
2. 弔 慰  
（イ） 本人死亡の場合は、10,000 円と生花等。  
（ロ） 家族の場合  
配 偶 者 5,000 円  
父 母 ・ 子 女 5,000 円  
特殊な場合については、花、又は供物を考慮することがある。
- 第 3 条 第 2 条の規定に拘らず、会長が必要と認める場合は、役員承認を得て別個に慶弔の意を表すことができる。
- 第 4 条 この規定は、昭和 63 年 5 月 1 日 から施行する。  
〃 平成 14 年 4 月 1 日 から一部改正実施する。  
〃 平成 20 年 4 月 1 日 から一部改正実施する。  
〃 令和 3 年 2 月 26 日 から一部改正実施する

## 永田中学校PTA個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 永田中学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報データベース管理者は、永田中PTA会長とする。

### (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、PTA本部役員及び専門委員とする。

### (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベース管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、各活動、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、パスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。持ち出しは、原則禁止する。

### (第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合



(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報(第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く))に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに永田中学校管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、取扱者に対して、実行委員会において定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、確認するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「永田中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年12月15日より施行する。

細則

第1条 各委員会にて個人情報を取扱う際は、役員会へ報告する。

第2条 役員会は2つの名簿を作成・保存する。実行委員会名簿は永年、専門委員会名簿は5年保存とする。

第3条 各委員会資料は5年保存とする。

年度のみ使用の記名のある文書は2年保存とする。

第4条 すべての保存期間を過ぎた文書は、期間終了の年度末にシュレッダー処理する。

附則

この細則は平成29年12月15日より施行する。